

第**1**章

計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

我が国においては、平成11(1999)年6月に、男女共同参画社会基本法が制定され、「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題」であり、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明示されました。

本市においては、平成13(2001)年に、枚方市男女共同参画計画を策定し、平成22(2010)年度を目標年度として基本的な考え方や方向性を定め、男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めてきました。平成22(2010)年4月には、枚方市男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画推進に関する基本理念並びに市、教育に関わる者、事業者、市民団体及び市民の責務や、市の施策の基本となる事項を定めるとともに、平成23(2011)年3月に、条例に基づく第2次枚方市男女共同参画計画を策定し、総合的、計画的に施策の展開を図っています。

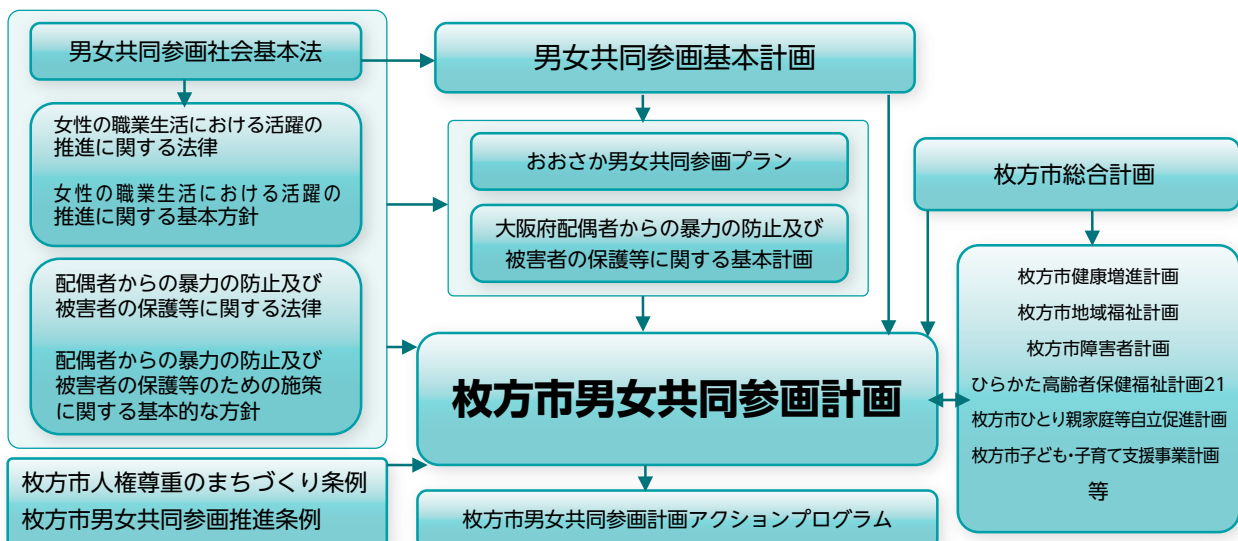
しかし、高度経済成長期に社会通念として根付いた固定的な性別役割分担意識^{*1}が、いまだに根強く残っていることや、政策及び方針決定過程における女性の参画が低調であること、配偶者や恋人からの暴力(ドメスティック・バイオレンス：以下「DV」という。)の問題が深刻化していることなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されています。働く場面においては、男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方が依然として根付いており、女性が十分に活躍できない原因となっています。また、生活の場面においては、男性の家事、育児、介護への参画や、地域活動への貢献などが十分とはいえない状況で、特に男性の育児休業取得率は著しく低いものとなっています。

こうした状況やこれまでの取り組みの成果と課題、平成26(2014)年度に実施した男女共同参画に関する市民アンケート調査(以下「市民アンケート調査」という。)の結果をふまえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策をさらに推進するため、第3次枚方市男女共同参画計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

^{*1} 男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」などは固定的な考え方により、男性、女性の役割を決めている例である。

2. 計画の位置付け

- (1) 枚方市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づき、男女共同参画推進施策を総合かつ計画的に推進するため、現行の第2次枚方市男女共同参画計画を継続、発展させる計画です。
- (2) 市の総合計画や他の個別計画との整合性を持たせた計画です。
- (3) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての市町村男女共同参画計画です。
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく、市町村基本計画（本計画の基本目標2）を含む計画です。
- (5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく、市町村推進計画（本計画の基本目標3）を含む計画です。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成28（2016）年度から平成37（2025）年度までの10年間とし、長期的な視野に立ち、継続的に施策を推進します。なお、国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、平成32（2020）年度に中間見直しを行います。

4. 計画の構成

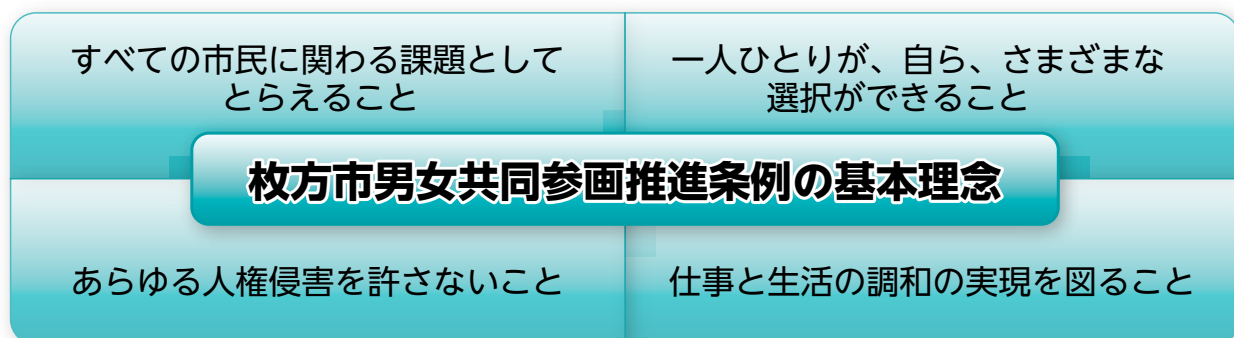
男女共同参画社会の実現に向けて、5つの基本目標と18の基本方向及び取り組み概要を定めます。なお、本計画の具体的な取り組みについては、別途、実施計画としてアクションプログラムを策定します。

5. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、具体的な取り組みを定めたアクションプログラム（前期：平成28（2016）年度～平成32（2020）年度／後期：平成33（2021）年度～平成37（2025）年度）に基づき、施策を展開します。施策の取り組み状況については、市長の附属機関である枚方市男女共同参画推進審議会で確認を行うとともに、枚方市男女共同参画推進本部において進行管理を行います。その結果については、ホームページなどで公表し、計画的な事業の推進を図ります。

6. 計画の基本理念

男女共同参画社会の実現を目指すための指針として、平成22（2010）年4月に本市が制定した、枚方市男女共同参画推進条例では、次の4つの基本理念を定めています。本計画は、この基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた本市の基本的な考え方や方向性を定めるものです。



7. 計画の基本目標

枚方市男女共同参画推進条例の基本理念は、本市が男女共同参画を推進するにあたっての、基本的な考え方となります。本計画においても、この4つの基本理念に基づき、すべての市民が性別にかかわらず人権が尊重され、仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる男女共同参画社会の実現に向けて、5つの基本目標を定め、施策を推進します。

- 基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革
- 基本目標 2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶
- 基本目標 3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり
- 基本目標 4 だれもが安心して暮らせるまちづくり
- 基本目標 5 男女共同参画を推進する体制の整備

8. 計画の体系

男女共同参画社会の実現に向けた本計画の基本理念

すべての市民に関わる課題としてとらえること

一人ひとりが、自ら、さまざまな選択ができること

あらゆる人権侵害を許さないこと

仕事と生活の調和の実現を図ること

基本目標

基本方向

基本目標 1

人権尊重と男女共同参画への意識改革

- (1) 男女共同参画への理解の促進
- (2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上

基本目標 2

男女共同参画を阻害する暴力の根絶

- (1) 男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり
- (2) 暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進
- (3) 被害者支援体制の充実

基本目標 3

仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり

- (1) 子育てと介護への支援
- (2) 就業、起業、再就業への支援
- (3) 雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保
- (4) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への理解の促進

基本目標 4

だれもが安心して暮らせるまちづくり

- (1) 生涯を通じた男女の健康保持と増進への支援
- (2) ひとり親家庭等への支援
- (3) 高齢者、障害者、外国人住民等への支援
- (4) 男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進

基本目標 5

男女共同参画を推進する体制の整備

- (1) 政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った施策展開
- (3) 関係機関や市民団体等との連携強化
- (4) 意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実